

第 1 回地域連携ネットワーク推進会議で出された意見等への対応について

区分	構成員 (敬称略)	意見等	対応（予定も含む）
第二期成年後見制度利用促進 基本計画について	坂原	これまでの市町村による取り組みについて、県と共同で取り組んでいくような内容になっているが、今後どのように県と共同していくつもりなのか。	地域連携ネットワークづくりにおける市町村の役割として、「地域の実情に応じ、都道府県と連携して・・・」とある。本市では、これまでも県のセミナーに参加するなど連携しているところであり、今後にも必要に応じて連携を取っていきたい。
広島市成年後見利用促進センターの 運営状況について	松本	専門職相談の対応を行う職種が偏っているように思われる。	・ 相談内容に応じて依頼する専門職の職種を判断させていただくので、引き続き御理解と御協力をいただきたい。 ・ 令和 4 年 3 月に複数の専門職による相談対応を始め、令和 4 年度以降も継続実施してきた。複数の職種による対応により、相談に対する様々な視点からの対応が可能となり、相談者からも好評であるため、引き続き行っていく。
	原本	専門職による相談について、根本のところには認知症や障害という問題もあると思うので、社会福祉士の活用もお願いしたい。また、複数の専門職で対応することも必要だと思う。	
	伊藤	障害関係機関に対する広報が少ないように感じる。	・ 令和 4 年 5 月 13 日に、広島市障害者基幹相談支援センター等連絡会において、センターの紹介等を行った。併せて、一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所にもチラシを送付し、事業周知に努めた。 ・ 同年 7 月には西区心身障害児者父母の会への事業説明も行った。 ・ 講師派遣等も含め、センターに問い合わせをしていただければ対応させていただくので、積極的に活用していただきたい。
	坂原	30 分という相談時間が足りないという声がある。時間に余裕を持たせてほしい。	・ 令和 4 年 5 月から、相談内容に複数の課題がある場合などは相談時間を 30 分増加し 1 時間としている。相談者からも好評であるため、引き続き行っていく。
広島市成年後見利用促進センターの 受任者調整について	手島	市民後見人の立場からすると、複数後見となる前に、市社会福祉協議会が持っているケースを通して、権利擁護支援に関する経験を積んだ後、市民後見人という位置づけに切り替え、市社会福祉協議会のバックアップも受けながら活動するという流れが今の段階では一番スムーズであると思うし、先行している自治体でもこのことは確認されている。市民後見人が段階的に独り立ちできるようなプロセスを考えてもらえればと思う。	2 議題(4)で説明
	松本	市民後見人へのリレーを家庭裁判所へ打診し、家庭裁判所と広島市が協議し、市民後見人をマッチングさせることもできると思うので、そのような仕組みも検討していただきたい。	
令和 4 年 2 月議会での成年後見制度 の利用促進に関する質問等について	松本	ワンストップサービスについては早急に取り組んでいただきたい。ワンストップサービスというものでなくても、課の間で情報を共有できるように、柔軟な対応をしていただきたい。	3 報告(3)で説明